

## エース外語学院 契約内容明示書

本校の 入会申込書写し、当契約内容明示書がお客様への契約書面となります。ご確認下さいますようお願い申し上げます。

### 契約書面明示事項（特定商取引法の特定継続的役務提供に基づく）

当社の概要：学院名 エース外語学院／法人名 株式会社エース／代表者 中町俊明

本 社：広島市中区八丁堀14-10 新八丁堀ビル6F／電話 082-222-1906／事業内容 英語の教授

資本金：1000万円／設立：昭和62年／運営方式：会社法人立 外国語教育施設

役務内容：入会申込書に記述のレッスン数による入会コースの英語指導役務。受講する日程を入会時に取り決めて授業を受けて頂く固定制です。

役務対価：入会申込書に記述の通り。

契約受講数：入会申込書に記述の通り。

授業料の支払日、方法、担当名：入会申込書に支払日、支払方法、担当者として記述の通り。

購入が必要な物：特にありません。必要な場合は事前にお知らせします。

受講代金：入会申込書に記述の通り。

受講期間(有効期間)：入会申込書に記述の通り。

契約成立時：お申し込み日。

解約方法：受講契約の解約は解約日の1ヶ月前迄に署名文書で本校に申し出て下さい。

(ご注意事項) 以下は重要事項です。必ずお読み下さい。

クーリング・オフに関する事項：契約成立日(又は契約書面写しをお渡しした日)を含んで8日間以内であれば契約を無条件解除できます。クーリング・オフは文書により行って下さい。違約金は発生しません。不実の告知や威迫で誤認困惑して申し込みを行いクーリング・オフできなかった場合も同様措置を講じます。

中途解約：法令に依ります。契約解除が役務提供開始前…1万5千円、役務提供開始後…入会金、諸経費と明示の解約方法より算定した受講代金に加えて違約金5万円、または残金の20%の何れか低い金額を差し引いた額を返金します。クレジット払い利用の場合は手数料3%を返金額より差し引きます。

割賦販売法に基づく抗弁権接続：当社が斡旋した割賦販売契約に際しては抗弁権の接続が可能です。

前受金の保全：特別な措置を講じていません。特約がある場合は入会申込書に記載します。

エース外語学院

広島市中区八丁堀 14-10-6F

TEL：(082)222-1906